重 点 事 項

1 平成20年度における生活保護行政の基本方針

(1) 国民から信頼される健全な生活保護制度の確立

生活保護制度は、資産、能力等を活用してもなお生活に困窮する者に対して、憲 法第25条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等 に保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

しかしながら、近年、生活保護を受けるべき者が適切に保護されておらず最低生活を保障する機能が果たされていないのではないかという批判がみられると同時に、本来生活保護を受給する要件を満たさない者が不当に生活保護を受給しているのではないか、あるいは、受給者による不正や福祉事務所の不十分な審査により必要のない給付がなされているのではないかといった批判がある。また、生活保護を受けず自らの収入や資産によって生活している者に比べて生活保護を受給している者の方が有利な場合がある、あるいは、そのために生活保護からの脱却を阻害しているのではないかとの指摘がある。さらに、生活保護行政に携わる職員による保護費の着服などの不祥事が散見され、国民からの批判を待つまでもなく、誠に遺憾なことである。

生活保護制度は国民が安心して生活を送るために欠くことのできない「我が国の最後のセーフティネット」であることにかんがみれば、生活保護制度の存立は国民の信頼の上になければならない。このため、生活保護行政に関わる国及び各自治体の職員は、これらの批判や指摘を真摯に受け止め、国民から信頼される健全な生活保護制度を確立すべく不断の努力を重ねなければならない。

(2)「根拠ある生活保護基準」のため5年に一度の定期的な検証作業をルール化

生活保護制度における8種類の扶助のうち最も基本的な給付である生活扶助の基準については、社会保障審議会福祉部会に設けられた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が平成16年12月に取りまとめた報告書において、「いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に

一度の頻度で検証を行う必要がある。」とされた。

この提言を受け、今般、5年に一度の定期的な検証作業を初めて実施し、昨年の 11月30日に報告書が取りまとめられたところである。

この検証結果の取扱いについては後述するが、いずれにしても、<u>生活扶助基準に</u>ついては、5年に一度実施されている全国消費実態調査等に基づき、消費実態との 均衡が適切に図られているか否かを定期的に検証することをルール化し、いわば「根 <u>拠のある生活保護基準」としていくことが重要</u>であると考えている。

(3) 生活保護を受けるべき者が受給し、受けてはいけない者が受給しないための制度 運営

生活保護制度の設計や基準設定は国の責任において実施しているが、実際の制度 運営は各自治体が担っている。このため、生活保護を受けるべき者が受給し(漏給 防止)、受けてはいけない者が受給しない(濫給防止)ように制度を運営するため には、各自治体の行政手腕によるところが大である。

具体的な取組については後述するが、近年、民間企業においても「法令遵守(コンプライアンス)」が厳しく問われているところであり、かりそめにも生活保護行政の運営を担う福祉事務所において、生活保護法その他関係法令並びに「保護の実施要領」をはじめとする地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である関係通知に反する運営が行われることがないよう、各自治体において、定期的に日常業務を再点検し、業務の改善につなげていく(いわゆるPDCAサイクルの実施)など、運営の適正化に向けた自主的な取組を期待している。

(4) 生活保護受給者がその能力を最大限に発揮しその能力に応じた自立を果たすことができる多様な自立支援プログラムの整備

自立支援プログラムについては、平成17年度から、各自治体ごとに創意工夫を 凝らしながら取り組んでいただくとともに、国としても自治体の先進的な取組を全 国に紹介することによって、その普及に努めてきたところである。

その結果、昨年度までにほぼすべての自治体において少なくともひとつの自立支援プログラムが策定され、さらに、今年度は、「成長力底上げ戦略」に基づき、すべての自治体において就労支援に関する自立支援プログラムを策定することとされ

るなど着実に普及してきている。

今後は、生活保護受給者が抱える様々な自立阻害要因に対応することができるよう多様な自立支援プログラムを整備することが望ましい。特に、生活保護受給者がその能力を最大限に発揮し、その能力に応じた自立(日常生活自立、社会生活自立、経済的自立)を図ることが重要であり、個々の職員の支援技術の向上を図るための研修を実施するほか、組織的に支援する体制を整備し、生活保護受給者の実情に応じた支援を実施するものとする。

2 生活保護行政の適正な運営

生活保護は、国民生活の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たっては、①保護を受けるべき人が保護を受け(漏給防止)、②保護を受けてはならない人が受けず(濫給防止)、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る(自立支援)ことが求められている。

この実現のためには、職員一人一人が制度の適正運用を自覚しながら、国と自治体が一体となって取り組む必要がある。平成20年度においては、以下のとおり漏給防止・濫給防止策等を講じることとしたため、その推進を図るようお願いする。

I 濫給防止

(1) 通院移送費等の適正化対策

通院移送費については、今般、1世帯に対して、約2年間で総額2億3千万円を 超える額が給付されていた事例が発生するなど、給付の必要性や費用の妥当性等 が十分に検討がなされないまま、過剰な給付がなされている事例が見受けられる ところである。

このような事案が発生したことについては、適正給付の観点から問題があること はもちろん、生活保護制度そのものの信頼を損ねかねないものであることから、よ り一層、不正受給や過大給付の未然防止対策に取り組んでいく必要がある。

そもそも、通院移送費については、<u>「移送に必要な最小限度の額」に限り給付されるものであることから、受診医療機関、利用する交通手段、通院日数及び交通費の妥当性の検証等を十分に行う必要がある。</u>

そのため、今般、以下のとおり移送費の取扱いについて見直しを行うこととしているので、各自治体においては、その内容を踏まえ、適切な給付決定事務を行われたい。

【移送の給付に係る主な改正内容(案)】

(1) 移送費の支給範囲は、原則として、国民健康保険の例により、災害現場等から緊急搬送する場合、離島等で対応できる最寄りの医療機関に搬

送する場合、移動困難な患者であって、医師の指示により転院する場合、 移植手術を行うための臓器等の摘出を行う医師等の派遣、臓器等の搬送 を行う場合とする。

- (2) 上記の範囲で対応が困難な場合については、個別に内容を審査し、 次に掲げる事項に該当するものとして真にやむを得ないと認められる場合には、給付を認めて差し支えないこととする。
 - ①身体障害等により電車・バス等の利用が著しく困難と認められる場合であって、最寄りの医療機関まで通院等を行う場合
 - ②へき地等により最寄りの医療機関に通院等をする場合であっても交通費が高額になる場合
 - ③検診命令により検診を受ける場合
 - ④往診等に係る交通費

なお、上記により移送の給付を認める場合であっても、受診する医療 機関は、原則として福祉事務所管内の医療機関とする。

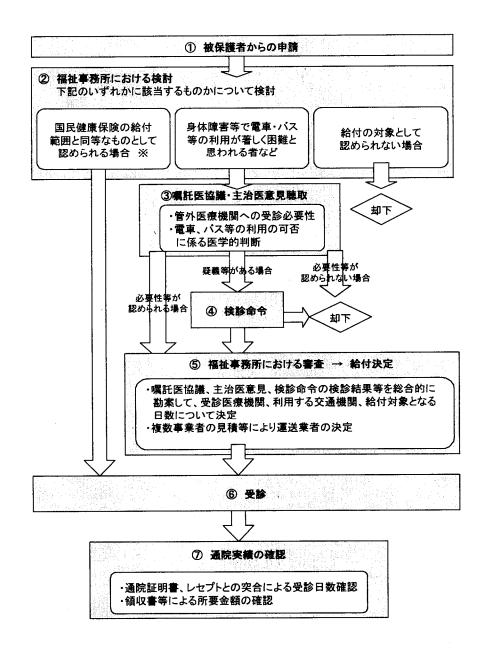
(3) 上記(2)により給付を行う場合については、主治医要否意見書、 嘱託医協議、検診命令により、①病状等から徒歩、電車・バスの利 用が困難か、②通院先の医療機関は必要な医療の提供が可能なうち 最寄りの医療機関であるか、を把握の上、福祉事務所において必要 性を判断し、給付対象となる医療機関、日数、経路、及び交通機関 を決定する。

また、各自治体において、給付決定にあたっての審査等が適切に行われるよう、 給付決定にあたっての検討事項、通院実績の確認など、必要なポイントを規定した 通知を発出することとしている。

その給付決定の流れについては、概ね次頁の図のとおりであるので、併せて確認 を行われたい。

なお、先般行った全国調査については、現在、その内容について集計等を行っているところであるが、特に、当該調査の対象となったケースについては、再度その内容を精査の上、給付内容に問題等があった場合には、速やかに是正改善の措置を講じることとされたい。

【移送費の給付決定に関する決定事務のフローチャート】



(※) 国民健康保険の給付範囲と同等なもの

- (ア) 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急搬送される場合
- (イ) 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近 の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受 けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合
- (ウ) 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、 医師の指示により転院する場合
- (エ) 移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合(ただし、国内搬送に限る。)

(2) 代理納付等の適切な活用について

生活保護制度における代理納付等については、

- ・ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の各徴収担当部局との連携が十分でなかったため、被保護者の介護保険料等の納付状況を把握していないこと。
- ・ <u>介護保険料加算等の代理納付等について関係機関との調整等が整っておらず、</u> 代理納付等の活用が図られていないこと。

などから、介護保険料等が未納となっている事例が会計検査院の実地検査において 認められ、適切に代理納付等を活用すること等により、これらの未納防止が図られ るよう是正改善を行うべきとの指摘を受けたところである。

ついては、先に通知した<u>「生活保護制度における代理納付等の適切な活用について」(平成19年10月5日社会・援護局保護課長、総務課指導監査室長連名通知)</u>に基づき、適切な取組を行われたい。

(参考)

- ○会計検査院実地検査結果 (平成19年度) 検査対象の自治体の結果
 - ・代理納付等の不活用による未納金額

介護保険料・・・6,857人 金額 65百万円

公営住宅家賃・・8,828世帯 金額 449百万円

学校給食費・・・1,882人 金額 42百万円

なお、全国の代理納付の実施状況を確認したところ、平成18年度末時点において、介護保険料については、すでに9割以上の自治体において代理納付が実施されている。

公営住宅家賃については、県営住宅の場合は約4割、市営住宅の場合は約6割の 自治体において代理納付が実施されている。代理納付が実施されていなくても、被 保護世帯において適切に家賃の支払いが行われていれば問題はないが、本調査にお いて家賃を滞納している世帯は、判明している分で公営住宅入居世帯の約5%(約 1万世帯)となっている。なお、県営住宅のある自治体が代理納付を実施する場合、 当該県営住宅管理者との情報交換等が必要不可欠であることから、各都道府県にお いては、当該県営住宅管理者と管内自治体が緊密な連携を図られるよう尽力願いた Vi

学校給食費については、小・中学校ともに約5割の自治体において直接学校長払いを実施している。

これら介護保険料加算、住宅扶助及び学校給食費については、当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護法の趣旨に反するものであるため、これらの扶助費がその目的とする使途に的確に充てられるよう適切な指導等を行うことが必要であり、そのためにも、代理納付の活用について積極的な検討をお願いしたい。

なお、公営住宅家賃、学校給食費にかかる代理納付の実施方法の一部自治体例(フローチャート)を本資料の参考事例として添付しているので、これらを参考に代理納付の実施に取り組まれたい。

(参考)

○代理納付の実施状況(平成18年度末)

代理納付を実施している自治体数

介護保険料・・797自治体(92.5%)

公営住宅家賃(県営)・・286自治体(41.2%)

公営住宅家賃(市営)・・520自治体(62.8%)

学校給食費 (小学校)・・421自治体(51.2%)

学校給食費(中学校)・・373自治体(49.0%)

※ (%):支給対象世帯のいない自治体は母数から除いている。

※郡部福祉事務所を抱える都道府県は、1自治体として計上している。

(3) 他法他施策の活用の徹底について

生活保護の決定実施に当たっては他法他施策の優先活用が前提となっており、昨年度の会計検査院の実地検査においても、年金受給権が発生しているのに年金の裁定請求が行われていない事例や障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療 (精神通院医療)制度の適用が適切に行われていない事例など、他法他施策の活用が適切に行われていない事例が見受けられるとの指摘を受けたところである。

ついては、年金受給資格や自立支援医療の適用状況の一斉点検を行うなど、他法他施策の活用について組織的に取組むようお願いする。

(4)要保護世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)の活用について

要保護世帯向け長期生活支援資金制度は、居住用不動産の取扱いに関し、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」や全国知事会・全国市長会より、資産活用を徹底すべきであるとの指摘を受けて創設されたところであり、平成19年度から各自治体において実施することとしている。

しかしながら、平成19年12月現在において、福祉事務所での諸手続を終え、 社会福祉協議会へ連絡できた割合は、施行日において貸付対象となる保護受給中の 世帯については7.0%、施行日以降新たに貸付対象となった世帯については35. 0%にとどまっており、切替作業や新規ケースへの適用が十分に進んでいない状況 が見受けられるところである。

このため、<u>連絡協議会等の場を活用し、遅くとも平成20年度中には本貸付制度</u>利用への切替えが完了するよう、事務の円滑な推進に取り組まれたい。

なお今後、実施状況について再度調査を行い、必要に応じて、ヒアリング等を行 うことも考えている。

(5) 生別母子世帯の子の父からの費用徴収手続について

面接相談における扶養の取扱いについては、後述したとおり保護の申請権を侵害 しないよう慎重な取扱いが求められるところであるが、一方で、生活保護申請中又 は受給中の者に対しては、その扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう指 導することが必要とされている。

特に、生別母子世帯の子の父については、未成熟の子にとって民法上の生活保持 義務関係にあり、保護の実施要領においても「重点的扶養能力調査対象者」として 調査を行うものと定められているが、養育費等を支払っている者の割合は全体の1 割程度にとどまっており、中には十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理 由なく扶養を拒む事例も見受けられるところである。

このように扶養義務が履行されない場合、

- ・ 生活保護法第77条では「保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その 費用の全部又は一部を、その者から徴取することができる」旨規定しており、
- ・ また、<u>その負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間で協議が</u> 整わないとき又は協議ができないときには、同条第2項の規定により、「保護の

実施機関の申し立てにより家庭裁判所が、これを定める」こととしている が、本条は各自治体においてほとんど適用されていない実態にある。

このことは、家庭裁判所への申立に係る事務が繁雑であり、かつ各自治体において申立手続に関するノウハウが確立されていないことが大きな要因と思われる。

このため、<u>平成20年度においては、この法第77条の徴取手続についてのマニュアルを作成し、各自治体に示すことを考えている。</u>

(6) 医療扶助における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進対策

後発医薬品については、一般的に、先発医薬品に比べて薬価が低くなっていることから、政府としても、その使用促進が図られるよう、安定供給や品質確保、情報提供等の環境整備を行うよう取り組んでいるところであり、平成20年度においては、処方せん様式を見直すなどの使用促進対策を講じることとなっている。

一方、被保護者については、医療費に係る自己負担が発生しないことから、後発 医薬品を選択するインセンティブが働きにくい状況にあり、必要最小限度の保障を 行うという生活保護法の趣旨目的から鑑みれば、より一層の使用促進対策を実施す る必要がある。

そのため、薬剤の給付につき、<u>後発医薬品の利用が可能な場合には、被保護者に対して、原則、後発医薬品を利用するよう周知徹底</u>を図るとともに、<u>特段の支障が無いにもかかわらず先発医薬品を利用している場合には後発医薬品の使用について指導を行う</u>などの、後発医薬品の使用促進対策を実施することとしている。 別途、詳細な内容をお知らせすることとしているので、<u>各自治体におかれては、その内容を踏まえ、関係者への後発医薬品に関する周知や利用に関する指導等に取り組まれたい</u>。

注: 後発医薬品は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品である。

Ⅱ 漏給防止

(1) 保護の相談申請時における対応及び辞退届の適切な取扱いについて

自治体における対応の統一を図るため、<u>平成20年度においては、保護の実</u>施要領等の諸規定を整備し、保護の申請時の取扱い及び「辞退届」の取扱いについても明記する予定であるが、主な考え方については、以下のとおりである。

ア 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について

生活保護制度は申請主義の原則を採っており、保護の申請権は生活保護法が保障する権利である。そのため、<u>保護の相談にあたっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為</u>自体も厳に慎むべきものである。

実際に保護の相談があった場合には、<u>相談者の状況を把握したうえで、他</u> 法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕 組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また保護 申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとと もに申請手続きについての助言を行うことが必要である。

なお、相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものであり、生活保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付することが必要である。

とりわけ、相談段階における扶養義務の取扱いについては注意が必要である。扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は、申請権の侵害には当たるものではないが、「扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある。また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので、留意されたい。

なお、保護の申請に至らなかった者については、<u>必要に応じて関係機関等</u> の窓口につなげるなど、適切な対応に努められたい。

さらに、近年孤独死等の問題が社会問題化しているところであるが、要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図るようお願いする。

イ 「辞退届」に基づく保護廃止の取扱いについて

被保護者から、いわゆる「辞退届」が提出された場合においては、その「辞 退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況 に陥ると認められない限り、当該保護を廃止することができるものである。

しかしながら、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真 撃な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」 の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する 義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退 届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできない</u>ものである ので留意されたい。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を 聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう 十分に留意することが必要である。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に 伴い必要となる諸手続についても指導援助されたい。

(2) ホームレスに対する保護の適用について

平成15年7月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」 (15.7.31 厚紫 Mi・ Bi L Mi ・ Bi 取扱いを定めているところである。

この中で、ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し生活保護を適正に実施することとしているが、実際の運用において、これらの留意事項が徹底されていない事例も見られるところである。

本課長通知では、<u>直ちに居宅生活を送ること</u>が困難な者については、保護施設等において保護を行い、ホームレスの状況によっては、養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所を検討することとしており、また、居宅生活が可能と認められた者に対しては、公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行い、公営住宅への入居が出来ず住宅を確保するための敷金等を必要とする場合は、保護の実施要領に基づき取り扱うこととしているので、引き続き、地域の実情に応じた適切な保護が行われるよう実施機関への指導を徹底されたい。

併せて、社会福祉法に規定する第2種社会福祉事業の「無料低額宿泊所」に入居している被保護者については、ケースワーカーの適切な訪問調査活動の実施により、処遇状況を把握するとともに、居宅生活への移行や自立に向けた指導援助を行われたい。

なお、救急搬送された病院で保護が適用になった者が退院する際には、改めて 保護の要否判定を行い、その結果保護を要すると判定された場合には、引き続き 適正な保護を実施するよう周知徹底されたい。

(3) 配偶者からの暴力の被害者に対する適切な保護の適用について

本年1月11日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に 関する基本的な方針」(以下「基本方針」)が改定され、その中で、被害者に対 する適切な生活保護の適用について述べられている。

実施機関においては、本基本方針の趣旨を踏まえ、被害者が保護の要件を満た す場合には、適切な保護の適用を行うとともに、実際に被害者から生活保護の 申請を受けて、扶養義務者に対する扶養調査等を行う際には、被害者の心身の 状況やその置かれている環境等に十分配慮の上、必要な調査等を行う必要があ るので留意願いたい。

なお、被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進め、より迅速に被害者の

保護を行うという観点から、婦人相談所の一時保護の施設等に入所している者 に対する保護の実施責任について、以下のような取扱いを示しているところで あるので、改めて留意願いたい。

- 婦人相談所の一時保護施設等入所者は、居住地がない者とみなし、原則と して施設所在地を管轄する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地 保護を行うこと。
- ただし、広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道 府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合は、それによることが出 来ること。

なお、婦人相談所の一時保護施設等入所者が退所する際、元の住居に帰来する ことが出来ないため、新たな住居を確保するための敷金等を必要とする場合は、 当該施設所在地を管轄する保護の実施機関は、当該入所者の退所後における保 護の要否を判定し、その結果退所後において要保護者であると認められる場合 には、局長通知第6-4-(1)-キにより、敷金等を支給しても差し支えないので留意 願いたい。なおこの場合、当該要保護者が退所後において新たな居住地で保護 を受ける場合には、施設所在地を管轄する保護の実施機関は、当該居住地を所 管する保護の実施機関にケース移管を行うなど連携に努められたい。

Ⅲ 自立支援

(1) 自立支援プログラムの一層の推進

生活保護において自立の助長は、最低生活の保障とともに制度の目的である。このため、平成17年度から経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するための自立支援プログラムを導入し、全ての自治体で、少なくとも一つの個別支援プログラムが策定されたところである。厚生労働省としては、各自治体において、地域の特色に対応した創意工夫ある自立支援プログラムの策定・実施にさらに取組むことができるよう、以下の取組を引き続き行っていく予定である。

- ・ セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備等の支援拡充
- ・ 生活保護受給者等就労支援事業の推進及び労働行政等関係機関との連携の強化
- ・ 自治体における取組状況に関する情報の提供

すべての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えているものと考えられ、またこうした課題も多様なものと考えられる。そのため、自治体は、管内の被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を踏まえ、被保護者の抱える多様な課題にできるだけ対応するよう、幅広く個別支援プログラムを用意することが重要である。なお、救護施設をはじめとする保護施設入所者の自立支援についても配慮されたい。

平成19年12月末現在における各自治体の自立支援プログラムの策定・実施状況 を調査したところ、策定されたプログラム数は2,592(表1)、参加者数は76, 695人(表2)となっている。

また、<u>今年度の運用方針として、すべての自治体において、生活保護受給者等就労支援事業以外の就労支援に関する個別支援プログラムを策定・実施するようお願いし</u>ているところである。

上記調査の結果、就労支援に関する個別支援プログラムについては、<u>平成19年1</u> 2月末時点で約84%の自治体で策定済み(表3)であり、平成19年度中に策定を 予定していない自治体は3市(表4)となっている。

政府全体で取りまとめられた『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』においても、 重点戦略の一つとして、『平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム」を 全自治体で策定』する目標が盛り込まれており、また、平成19年1月15日に行われた全国厚生労働関係部局長会議以降、これまでも各種全国会議等においてお願いしているところであり、未策定の自治体においては早急に今年度中に整備されたい。

(表1:策定済み個別支援プログラムの数)

	平成17	年12月	平成18年12月		平成19年12月	
策定済み個別支援プログラム数	585	100%	1638	100%	2592	100%
経済自立に関するもの	311	53%	675	41%	1183	46%
日常生活自立に関するもの	214	37%	808	49%	1165	45%
社会生活自立に関するもの	60	10%	155	10%	244	9%

(表2:プログラム参加者数)

	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
経済自立に関するもの	22,485	29,347	40,195
日常生活自立に関するもの	5,497	29,853	34,288
社会生活自立に関するもの	226	1,355	2,212
合計	28,208	60,555	76,695

(表3:就労支援に関するプログラムの状況)

	平成18年12月		平成19年12月	
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49.2%	730	84.1%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	50.8%	138	15.9%

(表4:策定予定のない地方自治体)

【北海道】	力距击	【广阜俱】	汀田皀市	【喜知県】	四万十市	(合計3市)
【 イ「、イササス目 】	グ城川、	【四局界】	一件田甸川、	同が外		

(2) 生活保護受給者等就労支援事業について

平成17年度からハローワークが福祉事務所と連携して、一定の条件を満たす生活 保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施 している。

本事業についても、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』において、<u>本事業の支援</u> 対象者の就職率を、平成21年度までに60%に引き上げる目標が設定されていると ころであり、平成20年度予算案においては、生活保護受給者等に対する支援体制の <u>拡充及び支援内容の充実強化を図るため、ハローワークにおいて、以下のような取組</u> を実施することとしている。(職業安定局予算)

① 就労支援チームの機能向上

福祉事務所とハローワーク双方の担当者により構成され、対象者ごとの支援メニューを決定する「就労支援チーム」について、下記の「就労支援プラン」の作成や、「職業準備プログラム」の実施及びそのフォローアップについても担当することにより、福祉サイドと労働サイドの連携による支援機能の向上を図る。

- ② 就労支援コーディネーター・就職支援ナビゲーターの体制強化【280人→315人】 「就労支援チーム」の一員として、対象者の特性に応じた支援内容の方向付け を行う「就労支援コーディネーター」と対象者に対するマンツーマンの職業相談 等を行う「就職支援ナビゲーター」の職務内容を一体化して、「就労支援ナビゲーター(仮称)」とし、初回面接から就職、フォローアップまで一貫して支援で きるようにするとともに、配置数の増員を図る。
- ③ 「就労支援プラン」の策定

必要に応じ、対象者ごとに支援メニューの実施や就職活動の具体的なスケジュールを明確化した「就労支援プラン」を策定し、それに沿ったきめ細かな支援を行う。

④ 「職業準備プログラム」の実施

稼働能力はあるものの、就労意欲が不十分である対象者に対して、就労意欲を向上させながら就職活動の準備を行うために、「職業準備プログラム」として、i 職場体験講習、ii 職業準備セミナー、iii個別カウンセリング、iv グループワーク、などの取組を対象者の特性に応じて組み合わせて実施する。

自治体においては、本事業を一層活用し、引き続きハローワークとの連携の強化を 図るとともに、自治体独自で取り組んでいる就労支援プログラムと本事業を連動させ た仕組みを構築するなどにより、本事業の支援対象者に対するフォローアップについ ても積極的に取り組まれたい。